

# 1930年代融和運動の思想史的考察

— 「内部自覚」論を中心に —

— 盛 真\*

Ideology of YUWAUNDOU in the 1930s

ICHIMORI Makoto\*

## はじめに

「内部自覚」論とは、1927年7月中央融和事業協会に同愛会及び帝国公道会の吸収、さらに同愛会を中心とした全国融和連盟の解散という融和運動の組織的な統制化(融和政策と融和運動の一体化)の局面において、新たに出されてきた融和運動理論である。基本的な特徴は、これまでの反省懺悔運動論という差別する側の差別観念の除去を課題とする運動論から、被差別部落の側に運動の主要な対象を移すという点にある。この運動理論を軸に融和運動は1930年代において部落経済更生運動(1932年9月—1940年6月)、「融和事業完成十箇年計画」(1935年6月)、「改訂(拡充)融和事業完成十箇年計画」(1939年7月)という流れをたどることになる。本稿の論点を明確にするためにまず1930年代の融和運動の論点を整理しておく。

この時期の研究の現状は、中央融和事業協会内の平沼騏一郎系の「国家主義」的潮流と旧同愛会系の「ブルジョア改良主義」的潮流という対抗図式を前提としてひとまず二つの見解に分けられよう。

第一の立場は、秋定嘉和<sup>(1)</sup>、中村福治<sup>(2)</sup>に見られる見解である。秋定に代表される見解は、1937年(日中戦争)を前後して、それ以前は旧同愛会系の融和運動家のイニシアチブのもと「ブルジョア的改良主義運動としては一定の役割を果たしたものと評価」している。

これに対し、第二の立場は、藤野豊<sup>(3)</sup>、林博史<sup>(4)</sup>に見られる見解である。藤野に代表される見解は、「中央融和事業協会の一部にブルジョア改良主義の主張が存続したことが、ブルジョア改良主義が融和運動を指導するイデオロギーであったことには、かならずしもならない」と把握し、「内部自覚運動のヘゲモニーは、内務省社会局と平沼側にあり、旧同愛会系の人びとは、その運動に便乗しつつ、逆に統合されてしまった」と結論づけている。

両者共に旧同愛会系の人々の評価を「ブルジョア改良主義」ととらえる点においては共通しつつも、中央融和事業協会内部におけるヘゲモニーの所在をめぐって見解の相違が生じている。前者は1937年に旧同愛会系の人々が中央融和事業協会から去る事実をメルクマールとし、後者は1927年の同愛会及び帝国公道会の中央融和事業協会への吸収合併、同愛会主導の全国融和連盟の解散を重視する。

\*人間教育講座

上記のような研究の現状に対し、本稿では1940年代の日本ファシズムとのかかわりから「内部自覚」論を中心とする1930年代融和運動の歴史的な位置づけを試みようとするものである。即ち、これまでは、中央融和事業協会内の政治的対立構図を「ブルジョア改良主義」対「国家主義」と把握し、中央融和事業協会のファッショ化への過程を「国家主義」者の政治的ヘゲモニーの獲得という側面の強調で説明しようとしてきた。これに対し、本稿における仮説は、協会内の政治的対立を「革新右翼」(＝「疑似革新」)対「精神右翼」(＝「権威主義的反動」)という政治構図としてとらえ、「内部自覚」論を機軸に両者がそれぞれ融和運動のファッショ化への不可欠な構成要素として役割を果たしたと把握する。この点を論証する手続きとし本章においては、1930年代の①中央融和事業協会の統一見解、②「ブルジョア改良主義」とされる旧同愛会系のイデオログ山本正男<sup>(5)</sup>の見解、③「国家主義」とされる平沼騏一郎系のイデオログ下村春之助<sup>(6)</sup>の見解、それぞれの「内部自覚」論を中心とした運動論の推移、さらに三者の関係を分析してみることにする。

## 1 節 昭和恐慌下における融和運動理論(部落経済更生運動開始から「融和事業に関する総合的進展に関する要綱」決定前まで)

### 1 中央融和事業協会の部落経済更生運動論

1932年9月12～13日、中央融和事業協会主催「融和事業全国協議会」(いわゆる「経済更生協議会」)において「部落経済更生運動に関する要綱」が決定される。この時点より部落経済更生運動が具体的にスタートすることになる。ここでは「部落経済更生運動に関する要綱」の決定から1935年6月の「融和事業に関する総合的進展に関する要綱」及びその具体的計画案にあたる「融和事業完成十箇年計画」決定以前の時期を対象とする。部落経済更生運動を時期区分するならば第一期＝成立期にあたる時期である。

まず始めに中央融和事業協会の部落経済更生運動に対する基本的な見解を明らかにする。この点を明らかにするために、ここでは「部落経済更生運動に関する要綱」<sup>(7)</sup>と中央融和事業協会『経済更生への道』<sup>(8)</sup>とを眺めてみることにする。前者は、部落経済更生運動の①趣旨、②綱領、③方法、④参考資料からなり、運動の基本方針を集約的に述べたものである。後者は、運動を進めるにあたり協会が非売品として配ったパンフレットであり、先の「要綱」を解説したものになっている。発行部数は3万部を数え、融和運動において配られたパンフレットとしては最も多い。他のパンフレット類は2千から6千部であり、『融和時報』が毎月5万2千部発行されていたのに次ぐ。

中央融和事業協会の部落経済更生運動に対する考え方は、「要綱」のなかの「運動の綱領」に集約的に示されている。5項目からなるその第一は、「建国の大義に則り挙国一致国難打開に協力邁進すること」から始まる。「経済生活の窮乏、国際関係の重大化！之まさに我国現下の重大問題である。我々国民は…光輝ある三千年の歴史に鑑み、大いに自覚を喚起し、協力一致以て難局打開に邁進すべきである。」部落経済更生運動の綱領において第一にくる項目が国難に対する国民としての自覚であるという点にこの運動の真意が伺える。『経済更生への道』においても「二大国難の実相」から始められている。

第二の項目は、「部落経済事情をつまびらかにし、経済的自覚を喚起すること」とされている。この点に関し『経済更生への道』では、「部落は不景気という一般的原因と、『差別』という特別の理由とのために、経済上二重の苦しみを受けている。」「差別のために経済上の圧迫を受ける、経済上

の圧迫があるから貧乏になる、貧乏になるからまた差別せられるというような、差別と貧乏とが因となり果となって、益々問題の解決を遅らせている」。よって「部落問題解決の根本精神は、」経済対策にこそあると説明している。

第三の項目は、「産業の経営を改善し、消費の合理化を図り、以て新興生活の基本を確立すること」となっており、具体的には「協同的組合を作って個人本位の生活より団体本位の生活に進まねばならぬ」というような方法にかかわる点である。

第四の項目は、協同組合を支える思想にあたる項目である。即ち「社会共存の意義を明らかにし協同一致の精神を振起すること」となっており、1920年代後半から雑誌『家の光』を媒体として千石興太郎により提唱され、農山漁村経済更生運動を支えた思想である「産業組合主義」と基本的に同じ考え方と見てよい<sup>(9)</sup>。『経済更生への道』では具体的に以下のような説明がされている。「殊に部落の経済更生は必ず人の和の上に立たなくてはならぬ。有力者は私利私欲に捉われず、社会奉仕の精神を発揮して多数の人々はこれ等指導者と力を合せて勤労を励み、そのすべての力が産業組合のような経済機関の下に一丸となって集中されれば、経済更生は必ず期し得られるの出ある。即ち、協同一致の精神こそ経済更生の根幹である。」

第五の項目は、「自力更生の気風を振作し、積極進取の気象を涵養すること」とある。この点に関し『経済更生への道』では、「他力救済か？ 自力更生か？」という項目を立て、「いたずらに他力を頼み、人にすがって生活するが如きは、すくなくとも日本国民のとるべき態度ではない。…部落経済更生の原動力は当然自力更生ということではなくてはならぬ」と説明している。この自力更生という考え方こそ「内部自覚」論の基本になる考え方である。

以上「経済更生運動に関する要綱」の「運動の綱領」を中心に中央融和事業協会の部落経済更生運動に対する考え方を整理してみた。それは、単なる被差別部落に対する経済的救済対策ではなく、内務省の国民更生運動の一環としての位置づけのもと、「協同組合主義」と自力更生とを思想的な柱とするものであった。思想的には農山漁村経済更生運動を支える思想を「部落問題」へも適用したとみてよく、独自の論理を持ったものとは言えない。

## 2 山本正男の部落経済更生運動論

この時期の山本正男の発言は、主に部落経済更生運動の意義と方法にかかわるものに集約されよう。「水平運動が衰微するとき、融和団体こそ所謂部落問題の解決上現存する唯一の組織化せる機関であり、「今日の融和団体は、部落解放運動の一翼を進出する一部隊ではなく、その全面的進出をなすべき本部隊である<sup>(10)</sup>」という位置づけのもと部落経済更生運動の意義について山本は以下のように説明している。「この問題（「部落問題」…筆者）の社会的根柢をなすものに、現在社会の進歩と、部落民の自覚との二つの条件がある。」前者は、社会全体の民主主義の発展・浸透の問題である。初期の融和運動は水平運動の影響を受け、専らこの問題にのみ運動の方針が向けられてきた。「反省、懺悔、謝罪等の道徳的もしくは宗教的意識」に基づく啓蒙運動がそれである。山本は啓蒙運動を否定はしないが、「社会が進歩する限り、必ずこの問題は解決するものと確信し、その前途を悲観すべきではない」としている。しかし後者の問題こそが、現在融和運動が取り組むべき課題であるとする。「今日水平運動が衰微の影を濃くし、融和運動が生詰まりの声を聞くに至つた原因は、」「その大部分は、現在の部落の社会的・経済的地位それ自体の上に求め得る。」「部落の社会的、経済的地位の低下それ自らが既に階級的意識を内包する『差別』の対照となるのみならずその半面部落民の自

覚を麻痺し、『部落解放』へのアピールを減殺せしめ、延いてはこの問題の解決に関するあらゆる運動を微力ならしめる。」即ち、「部落」の社会的・経済的地位の向上とそれに基づく自覚が融和運動に求められているとしている。ここで注意すべきは、社会的・経済的地位の向上と自覚との関係である。「部落」の社会的・経済的地位の向上は「部落救済」に止まった従来の「部落改善」とは異なり、「部落民」の自覚を前提とするべきであり、「今回の部落経済更生運動が自力更生を主眼とせる精神を把握し、なほ且つ、この上に立つて実践を期すべきである」としている。

部落経済更生運動についての方法＝具体的な考え方に関しては、運動を支える四つの項目として①「自覚運動としての精神更生」、②「指導者の養成とその任務」、③「青年運動の結成とその展開」、④「協同組合による部落経済の確立」を掲げている<sup>(11)</sup>。

①「自覚運動としての精神更生」とは、経済更生運動は単なる「部落」の社会的・経済的地位の向上を目指したのではなく、「部落民」自身が自己のおかれている社会的・経済的地位を認識し、自力でその状況を打開していく主体の形成を軸に運動を進めることを指している。②「指導者の養成とその任務」は、これまでの育英事業によって育成された人々の多くが「立身出世を望み」、「悲惨な部落を見捨てて、都会に走つていつた」という反省のうえに、「欲望に駆られず、名誉を望まず、種々の非難にも屈せず、心の裡に燃ゆる部落愛の精神を唯一の慰安」とする指導者を養成しなければならないとしている。そして、この指導こそ青年に求めようとするのが③「青年運動の結成とその展開」である。「同じ部落内にあつても、青年は教育その他の点よりて明らかに時代の相違を感じる。彼等には泥むべき因襲もなければ、小我に囚われて他をしひんとする邪念もない。その心情は明朗であり、愛と正義のために燃ゆる情熱も有れば、また理想に向つて万進せんとする勇氣もある」ととらえ、部落経済更生運動の原動力にすべきであるとしている。そして、これら青年を部落、町村、府県、全国レベルで青年運動に結集すべきであるとする。

④「協同組合による部落経済の確立」は、以下のような資本主義経済に対する認識から主張されている。「資本主義経済は、無産大衆に生産上の犠牲を要求しこそすれ、経済的に多くの幸福を齎すものとはいひ難い。資本主義の欠陥は単に左翼の陣営のみならず、今日ではあらゆる陣営より指摘せられてる。部落大衆の大部分はこの資本主義の圏外にあり、且つ、それによって重圧を加えられつゝある。この故に、部落大衆が要する経済機構は、封建的のそれでもなく、また、資本主義のそれでもない。即ち封建的機構を解消し資本主義の弊害を防衛し、進んでよりよき社会建設の理想をもつものでなくてはならない。そのためにわれわれは協同組合主義の確立を要望する。」山本は「資本主義の原理は自由競争にあり、協同組合の原理は相互扶助にある」ものであり、「強度の地縁と血縁との関係を認め得る」「部落」こそ協同組合を必要としていると述べている。

この時期の以上のような山本の発言は、先にみた中央融和事業協会の部落経済更生運動にたいする見解と基本的に同一のものであり、山本の見解は部落更生運動を理論的にも実践的にも支えるものであったとみてよかろう。山本の資本主義理解にみられるように、彼の思想的立場は、単なるブルジョア改良主義ではなく、農山漁村経済更生運動、部落経済更生運動を支える産業組合主義<sup>(9)</sup>である。

### 3 下村春之助の青年融和運動論

この時期、下村の関心は青年融和運動論に注ぎ込まれている。よってここでは下村の著書『青年融和運動の本質とその実際』<sup>(12)</sup>を取り上げることにする。下村の問題意識は融和運動の「行詰り」

を打開し、水平運動に代わる「国民運動」として融和運動を発展させていくことにある。下村は、青年融和運動を融和運動の「行詰り」を打開する具体的な方策として提唱している。すなわち青年融和運動とは、市町村を区域として中央融和事業協会の方針に基づき融和運動を実践・強化していくことを目的としている。その特徴は①「民間団体」的な色彩を強調する点、さらに②構成員を被差別部落青年と被差別部落外青年両方に求めている点にある。下村は、これまでの融和運動が盛り上がらない原因として、融和団体の「官底的」な在り方を指摘している。「どうしても、多数の民衆を相手に、相当の効果を挙げてゆこうとするには、常時不断に活動し得る融和運動機能を、民衆そのものの中に作って行く手段以外にはない。」「即ち、機関が、内務省や、また府県庁の行政系統機関に付属しているだけで不十分であつて、更に民衆の中に、その民衆を主としたる自立的、能動的なる機関があつてこそ、行政系統の各機関と相俟つて、そこに運動の積極的進展を期待することができる。」「経営の本体は、原則として民間、即ち部落の人々に置かれるべきであつて、是等の人々の自主経営に俟たなければならないのである。」即ち、融和運動を地域レベルにおいて進めていく運動団体を作って行くこと、しかも府県融和団体の単なる市町村支部としてではなく「自立的」な「民間団体」として組織しようとする点に特徴がある。地域レベルにおいて水平運動に代わり融和運動を活性化していくには民衆の一定の自発性に基づいた運動として組織していかなければならないという観点から「民間団体」的な色彩を強調するのである。しかし、融和団体との関係・位置付けを確認することで青年融和運動の意義が明確になろう。下村はこの点に関し以下のように説明している。融和団体が「立案計画の府として参謀本部となり、運動経費の支出者として大蔵省となる」。そして市町村の青年融和団体は、「既設融和団体を本部隊とする戦闘的前衛部隊となる」。

構成員を被差別部落青年のみとせず市町村内の「一般」青年をも含んでいる点は、融和運動を市町村内において孤立した存在とせず、青年団運動等との連携を図るかたちで進めていこうとする意図からである。構成員には、「血判でも捺す気概を以て」入ってくる市町村内における「闘志」を求めており、「一般」青年の場合は、青年団長等の市町村内における「中心人物」を運動の協力者・賛同者としてまきこんでいくことを意図している。

この青年融和運動は、1934年の時点で長野県などを中心に17府県22団体9900名の加盟をみている。先に述べたようにこの時期の融和運動の主要な課題は「内部自覚」論に立脚した部落経済更生運動に重点があった。さきの山本の発言はその動きをリードするものである。下村の関心は部落経済更生運動にのみ集中するのではなく、より組織的観点から青年融和運動を組織しようというものである。

## 2節 準戦時体制下における融和運動理論（「融和事業の総合的進展に関する要綱」決定から旧同愛会系グループの政治的敗退・日中戦争開始前まで）

### 1 「融和事業の総合的進展に関する要綱」

ここでは1935年6月24～25日、全国融和事業協議会において「融和事業の総合的進展に関する要綱」（以下「要綱」と略す）とその具体的計画案にあたる「融和事業完成十箇年計画」（以下「10カ年計画」と略す）が決定された時点から、協会理事三好伊平次、同主事山本正男に代表される旧同愛会系グループが協会を退職していく時期までを対象とする。ひとまず、山本の退職＝1937年4月までとする。この時期は、部落経済更生運動の連絡誌である雑誌『更生』の発行が軌道に乗り

(発行は1935年3月)、経済更生中堅青年研究協議大会の開催(1935年8月)にみられるように、部落経済更生運動の確立期と見なしてよい。確立期の到達を示すものがここにおいて検討する「要綱」である。

「要綱」と「10カ年計画」は、1932年から始まった地方改善応急施設の期限ぎれ(1934年まで、1935年も1年に限り継続)と、全国水平社が部落経済更生運動に対抗し部落委員会による経済問題への取り組みを開始するという背景のもと作成される<sup>(13)</sup>。その目的は、「各種の融和運動方策の有機的關係を見きわめ、」融和事業の根本方針及びその具体的方策並びに施設及び融和事業諸機関の整備に関して」の総合的方策を立てる点にあった<sup>(14)</sup>。「要綱」に基づいた具体的計画である「10カ年計画」は、「今後十箇年間に融和事業の完成を期するを以てその目的とし、」万一其後に於て尚本事業の必要を生ずることありと雖も、其際は社会事業・教化事業の一般施設に依ることとし、融和事業としての特別施設は一切之を為さざること」との位置づけで出されたものである。

「要綱」は①「融和事業の指導方針」、②「融和事業の方策及び施設」、③「融和事業施設の統制」、④「融和事業機関の整備拡充」とからなっている。ここでは「要綱」の思想的特徴を示す①「融和事業の指導的方針」にのみ限り分析してみることにする。

①「融和事業の指導方針」は、「要綱」作成に当たった「融和事業の総合的計画化に関する継続委員会」、さらに「要綱」を決定した1935年の融和事業全国協議会において、最も議論に費やした問題である。「継続委員会」の「その論議はおそらく融和運動開始以来空前の大論議であったらうと、多年運動に従事せる人々から言われるほどであった。」その論点は、啓蒙運動と内部自覚運動との関係にあった。即ち、どちらかが主であるか、あるいは同様の位置づけをするのかという問題である。最終的に「要綱」では「融和事業の指導方針は部落民の自覚によりその経済及び文化の向上発達に関する方策を中心とし、社会一般の差別的觀念除去に関する方策を外郭とする<sup>(15)</sup>」こととなり、すでに部落経済更生運動においては運動を支える理論となっていた「内部自覚」論がひとまず融和運動の「中心」という位置づけをされることになる。「融和事業の総合的進展に関する要綱解説」<sup>(16)</sup>においては、以下のように説明されている。この方針は「凡そわが国民の国家社会における一切の努力は、建国の精神に則り皇運を扶翼し奉る以外の何物でもない。」「第三回全国融和団体連合大会宣言の冒頭に掲げられた『建国ノ大義ヲ闡明シ、一視同仁ノ叡旨ヲ宣揚シ奉ルハ実ニ我ガ融和事業ノ要諦タリ』という一句こそ正に融和事業の根本精神」であるという基本的な理解に基づく。そのうえで「融和とは部落側が一般側に融け込んでいくことであり、その反対に一般側は部落側を融け込ましめる事である。いひ換へれば名は融和であつても、その実は部落の一般化である。「融和の完成を企画するに当たつて部落側が融け込む役割をもっている以上その立場は能動的であるが、これに対し一般側は融け込ましめる役割にありその立場は受動的である。かくの如く両者の有機的關係において能動的なものを中心とし、受動的なものを外郭とする」としている。

「要綱」の決定は中央融和事業協会内さらに融和運動内において見解の統一をみていなかった内部自覚運動と啓蒙運動との関係を明確にしたという点において融和運動の理論的な転換点と位置づく。

## 2 山本正男の「中堅人物」像

この時期の山本の主要な発言は、「10カ年計画」にかかわったものである。その中でも、この時期最も多く「中堅人物」養成にかんする発言をしている点に特徴がある。ここでは、山本の期待する「中堅人物」像を明確にしておく。その事を通してこの時期における山本の世界観を明らかにしたい。

山本は「中堅人物」養成にあたり以下の三点が重要であると説明している。「第一に賢き信念を培ふこと、使命に目覚め、崇高なる理想を実現せんとする、強い信念に生きる人<sup>(17)</sup>」でなければならない。具体的には「自己の郷土を背負つて起ち、よく犠牲的精神を発揮し、更生に邁進し得る強い意志の力を養ひたい」としている。第二に「高い見識を養うこと、聡明なる叡知に目覚めしめ、国民意識を陶冶し、大所高所からその判断を誤らざる指導者」でなければならないという。高い見識を持つとは、「国家社会全体の立場から問題を観察し、地区に即して地区に捉らわれず、君国のために奉公する」というものであり、そこには、「凡そ我が国民の国家社会における一切の活動力は、建国の精神に則り皇運を扶翼し奉る以外の何物でもない」という考え方に基づいている。そして、第三が知識技術の習得であるという。ここでいう知識技術とは地区更生のための基本調査、更生計画作成、更生委員会・協同組合の設立・運営等を進めていく経営的知識・技術をさしている。

特に精神的な側面を重視した上記の性質を備えた「中堅人物」の養成方法にあたり山本は「鍛練主義」を強調する。具体的には「主催者も受講者も全員合宿し」、「朝の修養、夜の静座等々講習員相互の修養反省の時間を多くし、人格と人格の接触によつて行はれる全人陶冶の方法を織込み」、「朝夕、伊勢大廟、皇居遙拜等の敬虔な行事が行われねばならない」とする。

以上みてきたようにこれまで「ブルジョア改良主義」と評価してきた山本の期待する人間像は、「精神更生」を重視したものであり、特に「建国の大義ヲ闡明シ、一視同仁ノ叡旨ヲ宣揚シ奉るは實ニ我ガ融和事業ノ要諦タリ」とする「要綱」の根本精神となんら矛盾することのない人間像であると言える。

### 3 下村の「市町村融和事業委員会」論

この時期の下村の発言は、「市町村融和事業委員会」の設立を促す発言に集約される。下村の説明によれば、「市町村融和事業委員会とは、市町村の自治体に基礎を置き、各種各関係機関を始め、全市町村民の意志を代表するものを以て、構成する市町村融和事業機関であ<sup>(18)</sup>り」、その構成員は「市町村長を中心として、融和事業の遂行に関連を有する学校、農会、産業組合、教化団体、社会事業団体、男女青年団、戸主会、主婦会、宗教団体等各種機関の代表者、若しくはその執務者を網羅し、これに加ふるに市町村民より選出せられ市町村会議員、区長、其他の委員を以て構成する」としている。その役割は、「市町村に於ける融和事業の調査、並に審議、融和事業完成計画の樹立、各種融和事業の統制、指導、延ては融和事業遂行の任務を荷はん」とある。すなわちこの市町村融和委員会とは、市町村レベルでの融和事業全般にわたる指導・統制機関を指している。この市町村融和委員会は、1937年1月の時点において愛媛県の77団体を最高に17府県259団体が組織されている。

下村の市町村融和委員会設立の主張と、「要綱」、さらに「内部自覚」論＝部落経済更生運動とはいかなる関係にあるのか。市町村融和委員会は、「要綱」の「融和事業機関の整備拡充」項目における一つ、「府県融和団体の組織を統一し、その強化を図るため、市町村に支部又は委員会を設置すること」という項目に裏づけをもっている。「10カ年計画」においては市町村融和機関設置助成費として627,580円の予算が当てられている。その意味で「要綱」における協会・府県融和団体・市町村支部という中央統制化の動きの文脈に下村の主張は位置づく。

ただし下村は、「部落民の自覚によりその経済的及び文化の向上発達に関する方策(＝「自覚更生施設」…筆者)を中心と」する「内部自覚」論者の論調には批判的であり、「要綱」において外廓と

された「社会一般の差別的觀念除去に関する方策（＝「教育教化施設」…筆者）」こそを重視して融和運動を構想している。

「融和事業の目的は、市町村全体をして融和郷たらしめるにあり」、その方策として「綱領」において「自覚更生施設」と「教育教化施設」とがそれぞれ中心と外廓と位置づけられている。下村によれば、『自覚更生施設』は、素々『部落民の自覚』といふ一種の集団意識の上に立たざるを得ない<sup>(19)</sup>。「財政的に恵まれず、智能的に貧弱な部落のみの力で之が目的の達成せられるものではない<sup>(20)</sup>。」「がもしも、この施設が、発達して、部落民の実力が高まり、社会的地位が向上して、一般民に対抗し得るだけの自信がついてきたとするならば、其後の指導を誤れば、却つて、この施設の為に、集団感情は刺激される結果ともなり、集団の対立関係は、一層、紛糾して来るやも凶り難い危険が伴ふことゝなる<sup>(21)</sup>」。さらに、「一般側が部落の一般化を文句なしに受納れるといふ雅量を示さない限り、如何に部落の一般化に要する条件を備へていき、それにつれて誘導に骨を折つて見たところで、所詮融合同化は叶へられるものではない<sup>(22)</sup>。」以上の二つの観点より下村は、市町村内において「自覚更生施設」を統轄し、「教育教化施設」を直接実行する上級機関としての市町村融和機関が必要であると説明する。

「要綱」における「融和事業の指導方針」の決定が、なかば「内部自覚」論者に押し切られる形で被差別部落民の「自覚更生」を中心に据えることになるこの時期において、山本は「自覚更生」の中核となる「中堅人物」の養成の問題を専ら発言しており、下村は市町村における融和事業の統轄機関の整備を専ら発言していた。この二人の発言のずれは、協会内部における「融和事業の指導方針」をめぐる見解の対立を象徴的に示しているといえる。ただし、この二者の対立は、決定的な対立とは言えない。その点は先に「要綱」の「根本精神」、更に山本の「中堅人物」像において見てきた。融和運動がファッション化していく過程において、山本の議論は運動を支える「主体」の形成に重点を置き、下村の議論は運動の統制に重点を置いていたといえる。

### 3節 戦時体制下における融和運動理論(日中戦争開始から資源調整事業開始前まで)

#### 1 改訂「融和事業の総合的進展に関する要綱」

ここでは1937年7月7日、日本軍の挑発的謀略により日中戦争が全面戦争化していく時点より、1939年7月14日第二次全国融和事業協議会における改訂「融和事業の総合的進展に関する要綱」(以下、改訂「要綱」とする)及び「融和事業完成十箇年計画」拡充計画(以下、「拡充計画」とする)の決定をへて、1940年6月25日第一次全国融和事業協議会において資源調整事業の開始が決定する時点までをひとまず対象とする。資源調整事業は、本来、改訂「要綱」の「産業経済施設に関する事項」にそって出されてきたものであり、政策的には資源調整事業の決定を前後して時期区分することは適さない。しかしながら、本稿では内部自覚論を対象としているため融和運動が具体的に部落経済更生運動から資源調整事業に転換する時点でひとまず区分しておく。この時期は融和運動が戦時体制に組み込まれる時期であり、部落経済更生運動の時期区分としては崩壊期にあたる。

日中戦争の全面戦争化に伴い、国内においては戦時体制が形成されて行く。国民精神総動員運動の開始(37年8月「実施要綱」決定)、国家総動員法公布(38年4月)、「満州」植民の本格化(36年5月関東軍「満州農業移民百万戸移住計画案」発表、37年5月拓務省「大綱」発表、39年12月日満両国政府「満州開拓政策基本要綱」発表)という一連の動きに対応して、全国水平社(37年9



月), 中央融和事業協会それぞれ戦争協力の方向性を明確にしていく。ここで取り上げる改訂「要綱」は戦時体制下における融和運動の方向性を明確にしたものである。

改訂「要綱」ではまず改訂の理由を以下のように説明している<sup>(23)</sup>。「支那事変勃発以来, 国内情勢とみに変化し, 殊に新東亜建設の新段階に入りては, いよいよ国家総力を挙げ国策の遂行に邁進すべき秋, 融和事業亦時局に対処し国策に順応して更に飛躍的に進展を遂ぐべき時機に際会せり。」よって「時局即応の積極的体制を確立」するため先の「要綱」を改訂するとしている。さきの「要綱」においては「根本精神」なる基本的な指針は「要綱」中には掲げられず, その『解説』において明記されていたが, 改訂「要綱」においては第一に掲げられている。そこでは, 「融和事業の根本精神は肇国の大義に基づき国民一体の実を挙ぐるにあり」となっている。内容的には先の「要綱」の『解説』と基本的に変わりは無い。次に「指導方針」は, 「皇国日本の真姿を顕現し, 新東亜建設の国策に即応せんがため, 国民生活各般にわたり旧来の陋習を根絶し, 全一体の成果を招来すべき各種施設を講じ, 以て計画的組織的に強力なる進展を期するにあり」となっている。ここに戦時体制下における融和運動の性格が示されている。融和運動の「根本精神」, さらに, 運動の基本的な在り方を被差別部落民自身による自力更生に求める点において先の「綱領」と連続しつつも, 「新東亜建設の国策に即応せんがため」という点が融和運動の目的に据えられたという点において明確な違いを持つ。

この融和政策・運動の基本方針の転換により, 部落経済更生運動は転換をせまられることになる。この点は改訂「要綱」中の「産業経済施設」の項目で示されている。部落経済更生運動の転換=解体を示す新たな政策の特徴は, ①転業転職, ②「満州移民」に集約される。1938年6月, 国家総動員法に基づく「改訂物資動員計画基準原則」が閣議決定される。これは①軍需生産力拡充と②国際収支の均衡をはかることを目的にしたもので, これにより国内民需産業は経済統制を受けることになる。7月には厚生省が中央失業対策委員会を, 9月には商工省が転業対策部を設置し, 経済統制の影響を受ける中小商工業者の軍需・代用品・輸出関連産業への転業転職を指導する。被差別部落民の①転業転職は, 7月皮革使用制限規則・皮革配給統制規則の公布により民間の皮革使用制限が開始されたことへの対策として被差別部落の皮革業者を中心に, 戦時生産力拡充動員の一環として融和政策の中で打ち出されたものである。②「満州移民」は, 部落経済更生運動の立案の時点から議論されており, 先の「要綱」においても「人口の緩和を図」る目的で奨励こそはしている。しかしながら, 改訂「要綱」においては, 単なる被差別部落地区の人口問題(=経済問題)としてではなく, 植民地政策からの軍事的要請と国内「人口資源」の有効利用という要請に応えるものとして出されてきた点に趣旨がある。

以上の改訂「要綱」の趣旨にそった具体的な動きは1940年6月25日の昭和15年度第一次全国融和事業協議会において決定する資源調整事業である。その中身は農林省指定分村計画樹立町村あるいは, 農山漁村経済更生特別助成村内にある被差別部落を, 一府県一地区以上模範地区として指定し, 地区指導と地区の資源調整指導員「錬成」を柱としたものであった。

## 2 山本の戦時融和運動論

1937年4月, 山本正男は「協会内の国家主義派から『自由主義的』と批判され, 協会を追放されるに等しいかたちで産業組合中央金庫に転じてい<sup>(24)</sup>」る。この時期, 産業組合は農山漁村経済更生運動を具体的に村内において進めた経済的組織として機能し, 後藤文夫等に指導された「産業組合

拡充五カ年計画」(1932年)により1937年の時点において組合総数14,512組合、組合員数6,206,426人(農家総数5,574,879軒)を数えるまでに至っている<sup>(25)</sup>。さらに「1938年(昭和13年)には、産組関係議員は約70名に及び、道府県会議員では、全議員の約三分の一を、これら関係者が占めるに至った<sup>(26)</sup>」とされている。山本と産業組合との関係は有馬頼寧とのかかわりからだと思われる。有馬は、産業組合中央金庫監事に就任する1927年からかかわり、1935年には産業組合中央会会頭に就任している。1937年第一次近衛内閣農林大臣就任時に一時的に会頭を辞し、1940年大政翼賛会事務総長就任とともに産業組合中央会から去っている<sup>(27)</sup>。

ここでは産業組合中央会囑託になって以後の山本の、融和運動への発言を見ることにする。この時期の山本の融和運動への主な発言としては、『融和事業研究』に一点、『更生』に三点の論稿がある。そのうち二点は被差別部落地区における産業組合の普及を論じたものであり、残りの二点は、戦時体制下における融和運動の在り方、さらに産業組合の在り方について論じている。ここでは、先に見た改訂「要綱」と山本との考え方にはたしてどれほどの距離があったのかという点をみきわめるために後者の論調を整理してみる。

戦時下における融和政策・運動の在り方について山本は、「部落経済生活に関する問題が、刻下の緊急対策<sup>(28)</sup>」とし、「その根本対策として部落経済機構としての協同組合の拡充強化」を主張する。その緊急度は、都市被差別部落においてはほとんど協同組合が未組織の状態にあり、農村被差別部落においてさえ産業組合への加入者が三分の一にも満たない現状からは「このさい十ヶ年計画を多少変更してでもその設立を急」ぐべきだとしている。

では、山本の時局認識及び産業組合の位置づけはどのようなものであったのか。山本の時局認識は、「支那事変はまさに長期戦になり、国家総動員が要請せられ、戦時経済はいよいよ強化されざるを得ない。」「わが国の財政経済状態を顧みる時、この経済戦こそ国民戦線の重点であると断ぜざるを得ない<sup>(29)</sup>」と述べるように戦時体制における統制経済の確立こそが重要であり、かつ現時点における国家的課題がここにあるというのである。この戦時経済の確立にあたり産業組合の重要性を山本は主張する。「産業組合は国家的見地に立つて積極的に経済戦に参加し、戦時経済の運行を円滑ならしめる役割を担うべきである。具体的には①消費統制＝物価対策、②需要物資の供給・販売統制及び生産力の維持増進、③国民貯蓄・国債消化の奨励、④社会施設・保険施設の実施、応召者遺家族の援助、傷痍軍人の保護、労働力の強化、体位の向上、人的資源の確保等の機能を産業組合が担うことにより、産業組合を中心とした戦時国家経済組織の確立を山本は構想していたのである。山本のいう部落協同経済組織網の確立は、この産業組合を機軸にした統制経済論のなかに位置づけて読み取るべきであろう。改訂「要綱」と山本との共通点は、互いに戦時経済体制づくりへのうごきに融和政策・運動の方向性を合わせて行ったという点にみられる。そこでは共に「部落問題」の「解決」を目的とするという融和運動の独自性は喪失し戦時体制の一翼を担うことが最優先課題となっている。しかし、山本の産業組合を機軸にした統制経済論は部落経済更生運動の延長線上で構想されているのに対し、改訂「要綱」は①転業転職、②「満州移民」にみられるように戦時経済体制の矛盾及び軍事的要請(これも「満州」植民政策の不調を融和運動に押し付けたものである。)への尻拭的対応である点で異なる。山本の議論において「満州」植民が出てこない点は改訂「要綱」との違いが際立つ点である。

### 3 下村の戦時融和運動論

この時期の下村の発言は、改訂「要綱」に関するもの、さらに人口問題・「満州移民」など資源調整事業にかかわり具体的な発言をしているものが主なものである。基本的に改訂「要綱」の方針に即した発言である。山本に代表される「内部自覚」論者が協会から去った後のこの時期、下村は協会内で理論的なイニシアチブをとる位置にあった。そのことは先の「要綱」の解説は下村、山本を含めた共同執筆であったのに対し、改訂「要綱」の解説は、下村が一人で執筆している点からもうかがえる。この時期の下村の発言において注目すべきは、融和運動において「自覚更生施設」を重視・強調している点にある。すなわちこれまで「内部自覚」論者が強調し、それに対し、一定距離をおいてきた下村が融和運動の中核として「自覚更生施設」を強調しているのである。ここでは、その点を整理してみる。

下村によれば「自覚更生施設とは、部落民の自覚によることをその推進力として、部落の内容、外観に亘り更生向上を図つてゆく施設なのであるが、之が解釈については、施設の実施方針を規定する指導方針の如何によつて甚しい相違が生じて来る<sup>(30)</sup>」と説明され、新旧指導方針の違いにより「自覚更生施設」の意義は異なったものであるとする。その根本的な違いは、「旧指導方針は、融和事業の為の融和事業を行ふにあつて、かうした成果を期することは、部落の利益のために図ることに主力が注がれていた。だが新指導方針では、かうした成果も皇国日本の真姿顕現のためとして要請されているのである」と説明する。すなわち「元来、部落とは」「国民の一分であつて、全体から切り離された孤立した存在ではないのである。全国民と一体一環の関係において、全体に即した部分としての存在なのである。そこでこの全体に即した分としての自覚に立つならば、部落での施設は、部落にして部落にあらざるものであるが故に、全体としての国家のためにその分としての務を果す手段とならざるを得ないのである」と述べる。ここにおける「部落民の自覚」とは、「単に一箇の人間との自覚ではなくて、皇国民としての自覚を意味するのである。」

この時期の下村の融和理論＝中央融和事業協会の融和理論が被差別部落民の「自覚更生」に収斂していく事実をいかに把握すべきか。これまで、山本に代表される「内部自覚」論者＝旧同愛会系グループの政治的敗退を強調するあまり、「内部自覚」論を「ブルジョア改良主義」ととらえ、戦時体制化の運動の在り方と切り離して評価してきた。しかしながら下村の融和理論が戦時下において最終的に「自覚更生」に収斂していく事実を強調したい。すなわち融和政策・運動がファッション化していく過程を単に協会内平沼派＝「国家主義」者の勝利ととらえるのではなく、山本らの「内部自覚」論が理論的に果たした役割こそ重要な意味を持つのである。

しかし部落経済更生運動を進める時点での「内部自覚」論と戦時体制化における「自覚更生」論とは同一とは言えない。この二つにいかなる距離があるのか整理しておく。下村の「自覚更生」論において「部落民の自覚」とは、単に皇国民として自覚であり、被差別部落民としての自覚にたいし無自覚であることを意図していた。その意味において融和運動の理論としては破綻したものである。これに対し、部落経済更生運動における「内部自覚」論は被差別部落民としての自己の存在にたいし自覚的であることを促す。ただしそこでの「真の自覚」とは、差別の現実から「自己解放」を促す自覚ではなく、「不平不満として一時に外に発散してしまうのではなく、かかる差別を自己の精神鍛練の試金石として強い信念を養うことでなくてはならぬ」という自覚である<sup>(31)</sup>。この二つの「自覚」論の距離を「ブルジョア改良主義」と「国家主義」との距離とみるのではなく、国家主義の枠内での融和理論の準戦時段階と戦時体制段階との歴史的段階における違いとみるべきであろう。

## 註

- (1) 秋定嘉和「中央融和事業協会の思想-『融和事業完成十ヶ年計画』にいたる-」(大坂府立大学『部落問題論集』4号, 1979年), 「戦時下における融和思想の転回」(『部落解放』132号, 1979年)。
- (2) 中村福治「内部自覚運動の形成と融和運動-1930年代前半期の融和運動・融和政策(上)」(『立命館経営学』20巻1号, 1981年), 「部落経済更生運動の展開と融和運動-1930年代前半期の融和運動・融和政策(下)」(『立命館経営学』20巻2号, 5・6号, 1981年, 1982年)。
- (3) 藤野豊「融和運動における統合の理論の成立-内部自覚運動の研究-」(『部落解放研究』26号, 1981年), 「融和政策・融和運動史研究の論点と課題」(『部落解放研究』56号, 1987年), 「融和政策・融和運動史研究の状況」(小林茂・秋定嘉和編『部落史研究ハンドブック』雄山閣, 平成元年)。
- (4) 林博史「“1930年代融和運動”の形成」(『部落問題研究』63輯, 1980年)。
- (5) 広島県共鳴会常任幹事, 1926年から全国融和連盟, 融和問題研究会事務, 1928年から中央融和事業協会囑託, 1935年に同同事, 1937年同協会を辞す。
- (6) 広島県囑託, 呉地方同和会顧問を経て, 1926年から中央融和事業協会囑託, その後同和奉公会参事。
- (7) 中央融和事業協会「部落経済更生運動に関する要綱」(昭和7年9月, 秋定嘉和・渡部徹編『部落問題・水平運動資料集成』第3巻, 三一書房, 1974年, 以下『集成』3と記す。)「要綱」決定前における一連の動きに関しては前掲中村福治論稿参照のこと。
- (8) 中央融和事業協会『経済更生への道』(昭和7年9月, 『集成』3)。
- (9) 「産業組合主義」とは, 大門正克によれば「反資本主義, 反都市主義, 反社会主義, 『共存共栄』の独自の協同社会建設を主張するものである」(伊藤正直・大門正克・鈴木正幸『戦間期の日本の農村』, 世界思想社, 1988年, p.157)としている。また中村政則によれば, 「皇室中心主義を地方化したものが産業組合主義であり, 産業組合こそは皇室中心への一機関一分子にすぎないのである。ここには経済更生運動の中核組織たる産業組合を媒介として天皇制=国体へとリンクしていこうとする志向がある。」(『経済更生運動と農民統合』『近代日本地主制史研究』, 東大出版会, 1979年, p.366)と説明している。
- 思想的基盤には, 「天皇制家族国家」観, 農本主義をもちつつも, 新たな生産・流通・消費という機能をもつ産業組合を社会システムの中軸にすえるという発想にもとづいている。きわめて独占資本主義段階における思想であり, 生産力的な視点がはいつている点において農本主義等とは異なる。独占資本主義段階における農業危機・階級矛盾の激化から農村の古い共同体解体の危機を再編する思想といえる。千石の他には, 後藤文夫なども挙げられよう。
- (10) 山本正男「融和運動の新展開に関する一考察」(『融和事業研究』第24輯, 昭和7年12月)。
- (11) 山本正男「部落経済更生運動の方策に関する一考察」(『融和事業研究』第25輯, 昭和8年3月)。
- (12) 下村春之助『青年融和運動の本質と実際』(中央融和事業協会, 昭和9年)。
- (13) 藤野豊『同和政策の歴史』(解放出版社, 1984年) pp.243-6。
- (14) 「要綱」作製過程に関しては, 『集成』3参照。
- (15) 中央融和事業協会「融和事業の総合的進展に関する要綱」(昭和10年6月『集成』3) p.353。
- (16) 「融和事業の総合的進展に関する要綱解説」(『融和事業研究』第36輯)。
- (17) 山本正男「地区更生に関する中堅人物の養成」(『融和事業研究』第39輯, 昭和11年9月)。
- (18) 下村春之助「『村落対策施設』とその執行機関としての『市町村融和事業委員会』に就て」(『融和事業研究』第37輯, 昭和11年5月) p.95。
- (19) 下村前掲「『村落対策施設』とその執行機関としての『市町村融和事業委員会』に就て」 pp.42-3。
- (20) 下村前掲「市町村融和事業の運営に就て」 p.93。
- (21) 下村前掲「『村落対策施設』とその執行機関としての『市町村融和事業委員会』に就て」 p.43。
- (22) 下村, 同上, p.51。
- (23) 「要綱」の改訂に関する議論に関しては, 『集成』3参照。

- (24) 藤野, 前掲書, p.254。
- (25) 『昭和国勢総覧』上巻, 東洋経済新報社, 昭和 55 年, p.137, p.200。
- (26) 安田武「創立期の翼賛運動-有馬頼寧」(思想の科学研究会編『改訂増補 共同研究 転向中』平凡社, 1978 年) pp.144-5。
- (27) 同上書, pp.149-150。
- (28) 山本正男「非常時局と融和事業の指導」(『融和事業研究』第 45 輯, 昭和 12 年 9 月)。
- (29) 山本正男「戦時体制と産業組合」(『更生』22 号, 昭和 13 年 8 月)。
- (30) 下村春之助「新融和事業概説(上)-改訂『融和事業の総合的進展に関する要綱』解説-」(『融和事業研究』第 65 輯, 昭和 14 年 9 月) p.42。
- (31) 前掲『経済更生への道』p.82。

